



財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置については、平成30年6月21日付平企財発第11号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年7月27日

小平市監査委員 岡 村 健 司

小平市監査委員 永 田 政 弘

財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成30年4月24日付平監発第4号で小平市監査委員より報告のあった財政援助団体等監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応については、下記のとおりとする。

記

1 小平交通安全協会

(1) 所管部課（都市開発部交通対策課）に対する監査の結果

<指摘事項>

- ① 補助金交付団体である小平交通安全協会に対する監査において、算入する会計年度の誤りや記載すべき数値の取り違い等、決算報告書の数値の一部が不適切と思われるもの等が見受けられたことから、団体がより一層の適正な処理、執行及び監査ができるよう指導、支援をするとともに、自らも補助金を支出する際の確認や審査を徹底されたい。

【措置等】

小平交通安全協会（以下「協会」という。）に対し、決算報告書の不備内容を周知し、補助金に係る事務処理や取扱いは慎重に行う必要があることを改めて指導徹底し、協会が、より一層の適正な会計処理、執行及び監査ができるよう支援する。

また、補助金の支出時の審査、及び報告書等の確認における決裁過程において、課長補佐又は係長職が確実にチェックすることで、再発防止に努める。